

日本小児感染症学会会員の皆様

日本小児感染症学会 認定指導医（専門医）

## 暫定指導医募集のご案内

日本小児感染症学会では、小児感染症領域における認定指導医（専門医）の制度導入を検討し、この度、その概要がまとまりました。小児感染症の認定指導医（専門医）は、将来高度小児専門医療施設、大学病院などで小児感染症の専門家として勤務できる人材の育成を目標とし、認定された教育施設（群）での研修を必須とする予定です。

なお、教育施設（群）での研修にあたり、研修を指導する方が必須です。日本小児感染症学会では、その研修指導者を暫定指導医として認定し、指導にあたっていただくこととしました。つきましては、以下の内容をご確認いただき、該当される方は、暫定指導医申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し2019年3月31日まで（当日消印有効）に学会事務局までレターパックライト※でご提出をお願いします。認定指導医（専門医）育成のため、暫定指導医の申請をよろしくご願ひ申し上げます。尚、教育施設（群）の申請は別途ご案内しております。

一方で、認定指導医（専門医）制度とは別に、研修を必須としない小児感染症認定医制度の導入も同時に検討しております。こちらについては今後、ご案内する予定です。

なお、暫定指導医の有効期間は、取得後5年間とします。

暫定指導医は、今後実施される認定指導医（専門医）試験に合格した場合、認定指導医（専門医）となること出来ます。

### 暫定指導医

暫定指導医は、以下の6つの条件を全て満たす必要がある。

- ① 日本小児感染症学会会員であること（申請時から遡って会員歴3年以上）
- ② 日本小児科学会専門医であること
- ③ Infection Control Doctor（ICD）の資格をもつこと

- ④ 教育施設として申請している大学病院や小児病院などの高度医療施設で感染症診療、感染制御に責任者として携わっていること。または、上記資格を有する指導医の元で感染症を主とした研修を3年以上行ったもの。
- ⑤ 感染制御チーム（ICT）のメンバーとしての活動実績があること（3年以上）
- ⑥ 以下の業績があること（1）と2))
  - 1) 発表論文  
小児感染症の臨床、研究に関する論文（査読のある医学雑誌）を5編以上（日本語、英文を問わない）、その中に筆頭者としての論文が最低2報（日本語、英文を問わない）あること
  - 2) 学会発表  
小児感染症の臨床に関する学会発表を感染症関連の国際学会、日本小児科学会総会、または、日本小児科学会分科会の主催する学会（日本小児感染症学会など）で5回以上、筆頭者として最低2回以上あること
- ⑦ 海外の小児感染症専門医資格を有する者は、①、②を免除する。

※レターバックライトは日本郵便が提供する追跡可能な封筒です。郵便局で購入してください。360円の全国一律料金で、A4サイズ×厚さ3cm・4kgまで可能です。

提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-8 山田ビル3階  
日本小児感染症学会 小児感染症専門医検討委員会

お問い合わせ先

日本小児感染症学会 小児感染症専門医検討委員会

E-mail: office[@]jspid.jp（E-mailで受付いたします。[@]を@に変えてご送信ください。）